

令和 8 年度

第 1 回やまぐち部活動改革推進協議会

期日：令和 8 年 6 月 3 日（水） 10：00～12：00
会場：山口県庁 1 階 視聴覚室

所管説明・意見交換 等

- 所管説明
 - 教育庁 義務教育課
 - 教育庁 学校安全・体育課

国ガイドラインの概要

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**
※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本の方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

改革期間

令和5年度～7年度「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度「改革実行期間」（前期） [中間評価] 令和11年度～13年度「改革実行期間」（後期）

取組方針

- 休日** 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）
- 平日** 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）
※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主要要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 推進体制** 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等
- 各種課題への対応** ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等）
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理
- ニーズ反映・参画促進等** 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

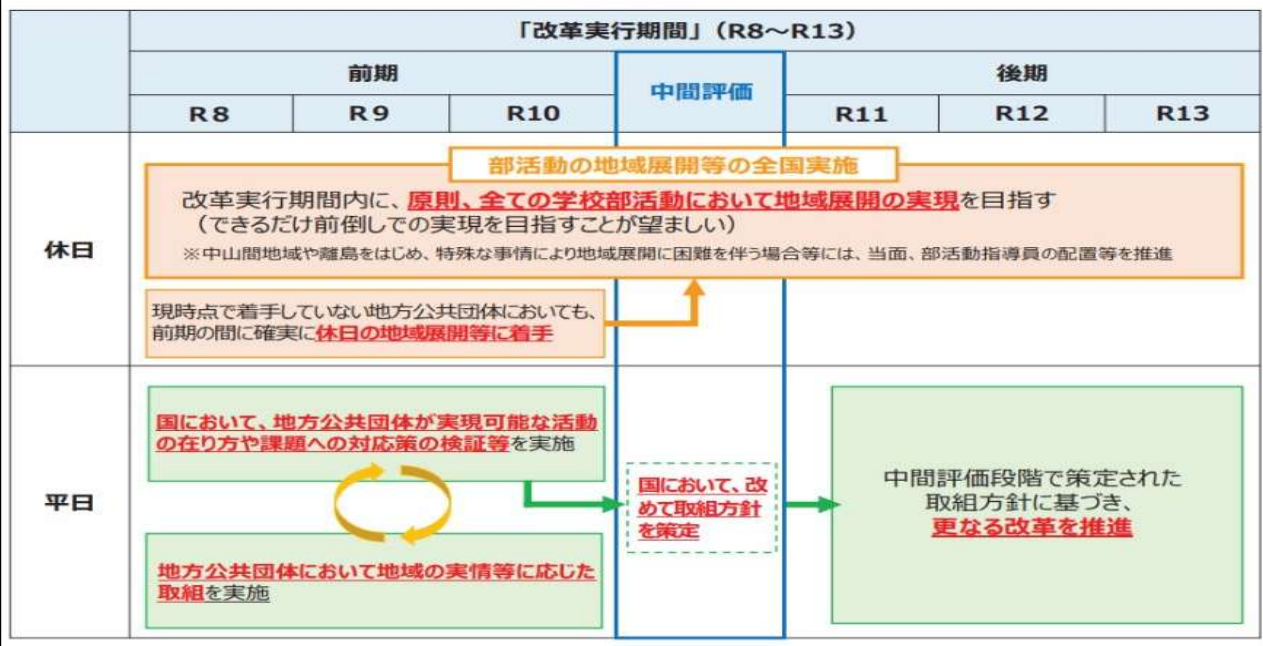
大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

「改革実行期間」（R8～R13）における部活動改革の方向性（全体像）



「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（令和7年12月）

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	休日	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 （中山間地域や離島等と地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）	
	平日	各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要	
認定制度	懇話会向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築		
	【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主要要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携		
	推進体制	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等	
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	各種課題への対応	①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保（学校施設の有効活用等） ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理	
	ニーズ反映・参画促進等	生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）	
部活動の在り方	●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事故発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
	大会等の在り方	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）	
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

ガイドラインの対象

本ガイドラインは、**公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校等や、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。**

ただし、「**IV 学校部活動の在り方**」については、**国立・私立を含めた中学校等及び高等学校の学校部活動を全体として対象とするものである。**高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

本県ガイドライン（素案）

策定の方向性について

国の新ガイドラインをベースとしつつ、
各審議会等の有識者の意見等を
反映し、策定する。

策定の方向性について

市町アンケート（R8.3月実施）

国の新ガイドラインにおいて既に、具体的な内容が示されていることから、基本的には当該内容に沿ったかたちでよいとの意見が多かった。

有識者等の意見

- これまでにいただいた主な意見について（～R8.3月）
指導者の確保・育成、企業や大学等の連携・協働、移動手段の確保、リスク管理と事故防止
- 今後意見聴取する会議等について（R8.6月～）
〔6月意見聴取予定〕
やまぐち部活動改革推進協議会、山口県スポーツ推進審議会、山口県文化芸術審議会、山口県教育委員会会議、山口県議会（産業観光委員会、文教警察委員会）
〔7月実施予定〕
パブリックコメント

策定の方向性について

（1）国の新ガイドラインに基づくもの

- ① **取組の名称変更**
学校部活動から地域クラブへ「地域移行」⇒「地域展開」
※部活動を地域全体で支える、新たな価値を創出するという改革の理念を的確に表すため
- ② **休日の地域展開に係る期限の設定**
休日は、令和13年度までに原則全ての部活動の地域展開を目指す
※現行方針：可能な市町は令和7年度末までの実現を目指す
- ③ **認定制度の導入**
国が示す要件等に基づき、市町等が地域クラブ活動の認定を行う
※競技力向上を主目的としたチーム等との区別や質の担保等のため
- ④ **教師人事における部活動指導力の評価**
部活動指導は教師以外が積極的に参画すべきことを踏まえ、教師の人事配置において部活動指導力に係る能力や意欲等を過度に評価しない
- ⑤ **高校入試における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い**
学校部活動と地域クラブ活動で、高校入試における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意

策定の方針について

(2) 有識者意見等を反映したもの

⑥指導者確保に向けた取組

- ・県は、企業や大学等との連携・協働が進むよう機運醸成等に向け取り組む
- ・県・市町は、多様な指導人材と認定地域クラブとのマッチングを促進する
- ・県は、指導者の裾野拡大や指導者の負担軽減に向け、指導補助者や見守り者の確保・育成に取り組む

⑦移動手段の確保

市町等は、移動手段がないことにより地域クラブ活動に参加できなくなる生徒が生じないように国補助制度の活用も含め、地域の実情に応じた移動手段の確保に努める

⑧リスク管理と事故防止

- 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体や補償制度、保険の取扱い等について
- ・県は、運営団体・実施主体等や関係者への周知・啓発に努める
 - ・市町等は、これらの情報共有や理解促進を図る

対照表の見方について

配置

【国】部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（R7.12）

【県】山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン（R8年度策定予定）

国ガイドライン

県ガイドライン素案

文字色

赤字

本県の事情を踏まえた加筆等

目次

目次

国ガイドライン	県ガイドライン素案
Ⅳ 学校部活動の在り方 1 適切な運営のための体制整備 （１）学校部活動に関する方針の策定等 （２）指導・運営に係る体制の構築 2 適切な指導及び安全・安心の確保 （１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶 （２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進 （３）競技ごとの指導手引きの普及・活用 3 適切な活動時間・休養日等の設定 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術団体の整備	Ⅳ 学校部活動の在り方 1 適切な運営のための体制整備 （１）学校部活動に関する方針の策定等 （２）指導・運営に係る体制の構築 2 適切な指導及び安全・安心の確保 （１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶 （２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進 （３）競技ごとの指導手引きの普及・活用 3 適切な活動時間・休養日等の設定 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術団体の整備 5 安全管理と事故防止
Ⅴ 大会・コンクールの在り方 1 生徒の大会等の参加機会の確保 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 （１）大会等への参加の引率 （２）大会等の運営への従事 3 生徒の大会等の安全確保 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方	Ⅴ 大会・コンクールの在り方 1 生徒の大会等の参加機会の確保 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 （１）大会等への参加の引率 （２）大会等の運営への従事 3 生徒の大会等の安全確保 4 大会等の在り方

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象等）

本ガイドラインの趣旨

国ガイドライン	県ガイドライン素案
令和５年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和５年度～令和７年度）も終わりを迎えようとしている。この間、国の実証事業に参加する地方公共団体が着実に増加するとともに、地方公共団体や関係団体等の創意工夫により、多様な地域クラブ活動の運営モデルが形成され、指導者の確保をはじめとする課題の解決に向けた様々な方策等も明らかとなっている。他方、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もある。 そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、地方部を中心として、学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。 令和７年５月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下「実行会議」という。）の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和８年度から令和１３年度までの６年間で新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。	少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、本県においても令和５年度（２０２３年度）から「改革推進期間」として部活動を地域全体で支える「地域移行」に取り組んできた。 この間、１１市が実証事業を実施するとともに、県としても人材バンクの創設や、教員に代わる指導者の確保・育成に取り組んできたことにより、令和７年度（２０２５年度）には、全１９市町で協議会が設置され、３市において休日の地域移行が実現するなど、成果が現れつつある。 一方で、地域移行に際して、実現した市においてもなお、運営団体・実施主体の整備、活動場所への移動手段や生徒の安全・安心の確保といった共通的な課題も明らかとなってきたところである。 こうした中、国において、地方の課題を解決し、改革を加速させるため、令和７年（２０２５年）１２月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、地域クラブ活動に関する認定制度及び認定制度と一体となった新たな補助制度が創設された。 県としても、これまでの成果と課題を踏まえるとともに、こうした動きに対応し、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値の創出を目指す観点から、県内市町の取組を加速させる必要がある。

本ガイドラインの趣旨

国ガイドライン	県ガイドライン素案
本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。各地方公共団体においては、本ガイドラインに基づき、地域の実情等を踏まえながら改革を進めていただきたい。	本ガイドラインは、令和８年度（２０２６年度）からの「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する県の基本的な考え方や取組方針等を示すものであり、県、市町、スポーツ・文化芸術関係団体等、大学、民間企業が共通理解の下、地域の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、改革を進めることが望まれる。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （１）基本的方針
 - （２）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （３）留意

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動) 及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要 (認定要件・認定手続等)
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

認定の仕組み



- ①地域クラブ活動の実施主体からの**申請**（運営団体でとりまとめて申請）
- ②地方公共団体による**確認**（必要に応じてヒアリングや現地確認等を実施）
- ③地方公共団体による**認定**
- ④地方公共団体による認定後の**指導助言等**（必要に応じて認定取消し）

※ 1 基本的に市区町村等が認定等を実施。

国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合を含む。）については、認定したものとみなす

※ 2 認定の有効期間は、最長 3 年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が具体的な確認事項を踏まえ判断する。

認定要件の具体的な確認事項

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案） 57億円
（前年度予算額 37億円）
令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開等推進事業 54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

- 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進**
 - 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。
 - ① 休日の地域クラブ活動の活動等の支援（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等）
 - ② 経済的困難世帯の生徒への支援（参加費・保険料）
 - ③ 推進体制の整備等（コーディネーターの配置、人材バンクの活用・運用、指導者研修、移動手段確保等）
- 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応**
 - 実践可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。（定額補助：国10/10）
 - ＜主な重点課題＞
 - ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
 - ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
 - ・学校施設の有効活用（施設管理費制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
 - ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保、低価格の活用等による持続可能な運営モデルの構築
 - ・バラスポーツの推進及びバインクループな活動環境の確保等

- 中学校における部活動指導員の配置支援**
 - 各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。
 - 【17,320人（補助員：13,620人、文化担：3,700人）】（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1））
- 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等**
 - 相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策抽出、好時等の情報提供
 - 指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロッケ設置に伴う扉の改修等）★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や能力等の振起に向けた普及活動の実施
- ・大生が卒業後も継続的に地域の中学生的の指導に当たる仕組みを構築等



【強い経済を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】

地域クラブ活動の推進や各種スポーツ施設等の整備に際しては、関係機関等と連携し、必要となる経費を国・県・市町村が負担する。

※1. 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

※2. 本事業は、令和7年度から令和8年度までの2年度にわたって実施される。令和7年度は、関係機関等と連携し、必要となる経費を国・県・市町村が負担する。

（担当：スポーツ地域スポーツ課、文化芸術推進室（芸術文化担当））

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

(4) 関係団体等・大学・民間企業との連携 ①基本的な考え方

国ガイドライン	県ガイドライン素案
●部活動改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。 ●その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。 ●関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。 ●持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。	●部活動改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。 ●その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠。 ●関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。 ●持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。 ●県は、民間企業との連携・協働が進むよう機運醸成等を行い、活動場所や指導者などの受け皿確保に関する課題解決を図る。

(2) 指導者の確保・育成 ①基本的な考え方

国ガイドライン	県ガイドライン素案
●地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。 ●部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、別冊資料①の別紙2を参照）。 ●指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、Ⅵの1を参照）	●地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠。 ●部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度については、別冊資料の別紙2を参照）。 ●指導者の確保に当たっては、人材バンクの設置等を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要（教師等の兼職兼業についての詳細は、Ⅵの1を参照）。 ●県及び市町は、多様な指導人材と認定地域クラブとのマッチングを促進するとともに、指導者の裾野拡大や指導者の負担軽減に向け、指導補助者や見守り者の確保・育成も図る。

(4) 活動場所への移動手段の確保 ①基本的な考え方

国ガイドライン	県ガイドライン素案
●地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。 ●活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、地方公共団体における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要。 ●教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要。	●地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保が必要。その際、障害のある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要。 ●活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、地方公共団体における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要。 ●教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要。 ●市町等においては、移動手段がないことにより地域クラブ活動に参加できなくなる生徒が生じないよう、国補助制度の活用も含め、地域の実情に応じた移動手段の確保に努める。

（５）生徒の安全・安心の確保 ①基本的な考え方

国ガイドライン	県ガイドライン素案
●地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。 ●基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。 ●また、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。 ●さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。	●地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。 ●基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体等における相談窓口の整備などもあわせて進めることが必要。 ●また、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。 ●さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。 ●地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体や補償制度、保険の取扱い等については、県は運営団体・実施主体等や関係者への周知・啓発に努め、市町等は、これらの情報共有や理解促進を図るものとする。

Ⅳ 学校部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備
 - （１）学校部活動に関する方針の策定等
 - （２）指導・運営に係る体制の構築
- 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （２）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （３）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 適切な活動時間・休養日等の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術団体の整備
- 安全管理と事故防止

3 適切な活動時間・休養日等の設定 ●高等学校

国ガイドライン	県ガイドライン素案
記載なし	【休 養 日】 ・原則、週当たり2日以上の休養日を設定すること。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とすること。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。） ・ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、一時的に、週当たり2日以上の休養日を設定しない判断をした場合は、少なくとも週当たり1日以上の休養日（週末のいずれかは原則として休養日に当てること）を設けること。その際においても、学校の部活動の実態等に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。 【活動時間】 ・1日の活動時間は、原則、長とも学期中の平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。 ・ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、競技種目の特性等により1日の活動時間が原則を超える場合においても、週当たりの活動時間の上限は16時間未満が望ましいことを踏まえ、各学校において適切に設定すること。 【そ の 他】 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること。

5 安全管理と事故防止

国ガイドライン	県ガイドライン素案
記載なし	● 学校部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の対応など、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行うこと。 ● 学校部活動における事故防止について、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、自然環境要因（熱中症、気象急変、竜巻、落雷等）に対する安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒に対して、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。 ● 平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努めること。また、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する感染症予防に関するガイドライン等を参考にし、感染予防対策に努めること。

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における
学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における
学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

3 今後のスケジュールについて(予定)

時期	内容	教育庁	観光スポーツ文化部
6月	素案検討	教育委員会会議 県議会文教警察委員会	スポーツ推進審議会、文化推進審議会 県議会産業観光委員会
7月	意見聴取		パブリックコメント 市町担当者説明会

3 今後のスケジュールについて(予定)

時期	内容	教育庁	観光スポーツ文化部
9月	最終案検討	第2回やまぐち部活動改革推進協議会 教育委員会会議 県議会文教警察委員会	スポーツ推進審議会、文化推進審議会 県議会産業観光委員会 教育委員会会議
10月	最終案承認	教育委員会会議	
	県ガイドラインの策定・公表		

【連絡】第2回やまぐち部活動改革推進協議会について

- 日時
令和8年8月下旬～9月上旬を予定
- 会場
山口県庁内
- 内容
県ガイドライン最終案検討